

基監発 1222 第 1 号  
基賃発 1222 第 1 号  
令和 2 年 12 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
監 督 課 長  
賃 金 課 長  
( 契 印 省 略 )

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等に当たり  
留意すべき事項について

標記については、令和 2 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 4 号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」（以下「局長通達」という。）により示されたところであるが、下記に留意の上、円滑な施行に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 労働基準法施行規則等に規定する申請等の取扱い

#### (1) 新旧様式への対応

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 203 号）による改正後の労働基準法施行規則等（以下「改正後の労基則等」という。）に規定する様式（以下「新様式」という。）及び改正前の様式の押印若しくは署名又はチェックボックスの取扱いについては別添 1 のとおりであるので、形式上の要件等に適合していないものは、補正等の必要な対応を行うよう窓口で説明すること。

なお、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 26 号）における申請の押印又は署名の取扱いについては別途通知する。

#### (2) 協定当事者の適格性のチェックに係る対応

局長通達記の第 2 の 2 (3) の協定当事者の適格性に係るチェックボックス

(以下「適格性チェックボックス」という。)を新設する様式については、令和3年4月1日以降、当該適格性チェックボックスにチェックがなされていることが形式上の要件となるので、受理に当たって以下の点に留意すること。

なお、協定当事者が労働者の過半数で組織する労働組合である場合は、労働者の過半数を代表する者が管理監督者ではなく、かつ適正に選出されたかを確認するチェックボックスにチェックがなされていなくても、形式上の要件に適合するものであること。

ア 令和3年3月31日までの間

適格性チェックボックスは形式上の要件とはならないため、新様式で届出が行われた場合、当該適格性チェックボックスのチェックの有無にかかわらず、当然に受理するものであること。

イ 令和3年4月1日以降

適格性チェックボックスの記載の補正等を行っていない旧様式による届出(以下「チェックボックス不備の旧様式による届出」という。)については、形式上の要件に適合していないため、届出を行った使用者等に対し、新様式により改めて届出を行うか、チェックボックス不備の旧様式による届出に、必要事項にチェックした別添2を添付した上で改めて届出を行うよう指導すること。

また、チェックボックス不備の旧様式による届出が郵送で届いた場合には、別添2を添付して返戻する等により改めて届出を行うよう指導すること。

適格性チェックボックスが届出の形式上の要件となる令和3年4月1日までの間、労働基準監督署(以下「署」という。)の窓口における届出の受理の際、参考1の周知用リーフレット「2021年4月～36協定届が新しくなります」を活用し、新様式について重点的に周知すること。

その際、電子申請について、今般の改正により、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信すること等に代えて申請等を行う者の氏名を電磁的記録に記録することで申請等が可能となり、利用しやすいものとなったことから、参考2の周知用リーフレット「労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう!」を活用し、電子申請による申請等についても促すこと。

### (3) 申請等の受理に係る留意事項

ア 労使協定・決議に係る労使間の手続における記名押印又は署名の取扱い

今般の改正は、行政手続における申請等について、押印又は署名を不要

とするものであるところ、労使協定・決議に係る労使間の手続は、労使慣行や労使合意により行われるものであり、その手続に直接影響を及ぼすものではない。このため、例えば、従前から、労使協定を締結する際、記名押印又は署名により労使双方の合意があることが明らかになるような手続を取っているものについても見直しが必要であるか問われた場合、当該記名押印又は署名の手続を不要とすることが望ましいなどの教示を行わず、労使双方の合意によるべきである旨を適切に教示すること。

#### イ 協定当事者の適切な選出等に係る確認

記名のみでの申請等を行うことが可能となることにより、適切な労使合意がないまま届出が行われる等の懸念が示されていることから、令和3年4月1日以降、必要に応じ、労使協定の締結状況、協定当事者の適格性等について使用者等から聴取するなど必要な確認を行うこと。

また、監督指導時においても、必要に応じ、同様の確認を行うこと。

### 2 電子申請における取扱い

使用者等は、令和3年4月1日以降、e-Govにおいて新様式により電子申請を行うことが可能となる。

申請・届出等処理支援システムにおいて新様式による申請等を審査した結果、形式上の要件に適合しないものについては、使用者等に対して形式上の要件に適合していない旨の補正指示書を発出すること。

### 3 改正内容の周知

#### (1) 本省において実施する事項

ア 令和3年1月を目途に、全ての労働保険適用事業場に対して、参考1及び参考2の周知用リーフレットを送付する予定としている。また、当該リーフレットについては、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、都道府県労働局（以下「局」という。）にも送付予定である。

イ 令和3年1月から3月上旬を目途に、使用者団体等に対する周知要請を行う予定としている。

#### (2) 局署において実施する事項

参考1及び参考2の周知用リーフレットを活用し、各種説明会等のあらゆる機会をとらえ、本改正内容について幅広く周知を行うこと。

# 労働基準法、最低賃金法に基づく届出等における押印原則の見直し

【ポイント】公布日以降は新旧様式いずれも使用可能だが、押印等のルールは施行日(令和3年4月1日)で切り替わるため、いずれの様式を使用している場合でも、届出日が施行日の前後いずれかにより適用されるルールを判断する。

届出日(※1) 旧様式・新様式	令和3年3月31日以前	令和3年4月1日以降 (施行日以降)
旧様式	・押印又は署名 <b>必要</b> (ただし、なくても受付等すること)(※2)  <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック <b>不要</b>	・押印又は署名 <b>不要</b>  <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック <b>必要</b> (※3)
新様式	・押印又は署名 <b>必要</b> (ただし、なくても受付等すること)(※2)  <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック <b>不要</b>	・押印又は署名 <b>不要</b>  <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック <b>必要</b>

※1 有効期間の定めのある協定届等については、有効期間の始期ではなく、届出日によって適用の有無を判断すること。  
 ※2 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和3年3月31日以前であっても、令和2年8月11日付け基発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」により、労基法等に基づく届出等について、使用者又は労働者の押印又は署名がない場合においても、受付等すること。  
 ※3 チェックボックスが新設される省令様式については、チェックボックスにチェックがなされていることが形式上の要件となるので、施行日以降に旧様式で届出があった場合は、旧様式に直接チェックボックスの記載が追記されているか、又は、チェックボックスの記載が転記された別紙が添付されているかにより、届出が形式上の要件に適合しているかの確認が必要になること。

<留意事項>

- ※ 改正前の労働基準法施行規則に基づく様式（以下「旧様式」という）を使用する場合には、旧様式に協定当事者に関するチェックボックスの記載を直接追記するか、チェックボックスの記載を転記した本紙を添付して届け出ることができます。
- ※ 本紙を添付して届け出の場合には、届け出る省令様式に対応するチェックボックスにチェックした上で、それ以外のチェックボックスの記載部分に斜線を引くなどしてください。

**○様式第1号**

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

**○様式第3号の2、第3号の3、第4号、第5号、第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5、第12号、第13号**

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

**○様式第9号の6、第13号の2、第14号の2**

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

**○様式第9号の7**

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2021年4月～

# 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

### 36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

### 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(\*)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

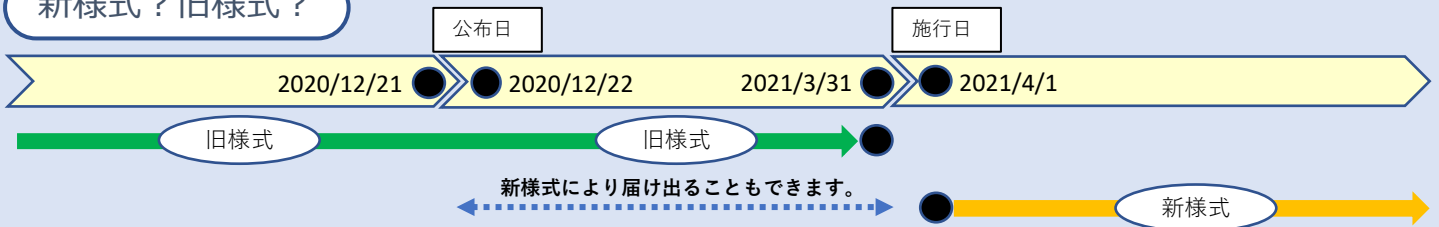
### ！ 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

### ！ 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

### 新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)



## 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
  - ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
  - ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
  - ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知
- 電子申請による届出が可能

労働者代表



①合意のうえ、締結

36協定  
(労使協定)

使用者



③36協定届を届出

36協定届

労働基準監督署



②36協定(労使協定)の  
内容を36協定届に記入

④労働者に周知

36協定届様式のダウンロード



そのまま出せる36協定届を作成



36協定届の電子申請はこちら



労働基準関係主要様式 検索

スタートアップ労働条件 検索

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

# 36 協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆ 36 協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。

36 協定届(本様式)を用いて36 協定を締結することもできます。

その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆ 36 協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆ (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号 (第16条第1項関係)

時間外労働  
休日労働に関する協定届

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業の種類	事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
金属製品製造業	〇〇金属工業株式会社 〇〇工場	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日から1年間	

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
① 下記②に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
受注の集中		設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 検査課主任 山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印などが必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3 月 15 日

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

使用者 職名 工場長 氏名 田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印などが必要です。

〇〇 労働基準監督署長殿

# 労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

## 届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** . . . . . **51種類**  
 時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)  
 就業規則(変更)届出  
 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** . . . . . **9種類**  
 最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Govからアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

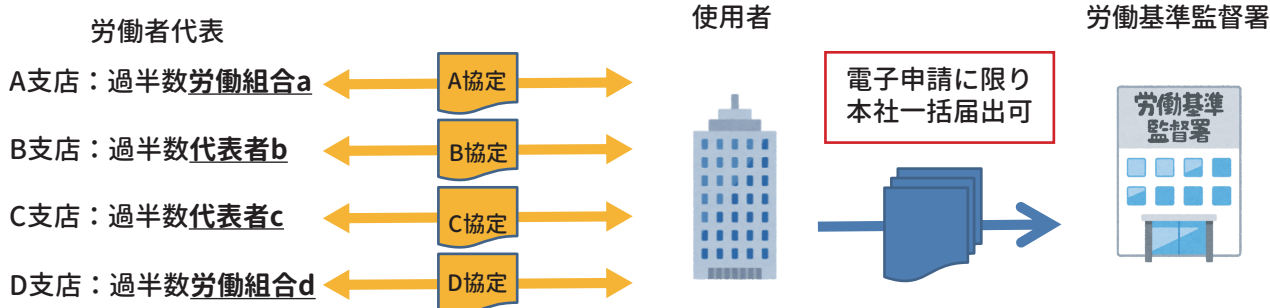


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

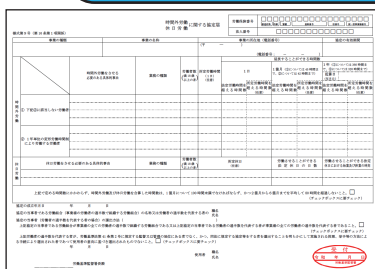
これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

**令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。**



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。  
 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届  
 について受付印を受け取ることができます。



**電子申請** の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください



## 電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから  
電子申請が利用できます。  
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、  で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

### ① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金のご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

### ② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」